# 伊勢崎市立第四中学校　部活動活動方針

## 1　部活動の位置づけ

○生徒の自主的、自発的な参加により行い、スポーツや文化及び科学に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間性の形成等を図る。

## 2　部活動の意義

○学校教育の一環として行われる部活動は、学級や学年の枠を越えて同好の生徒が自主的・自発的に集い、個人や集団としての目標に向かって切磋琢磨することを通じて、次のような資質・能力の育成を図る。

・自主性、協調性、責任感、連帯感を育成する。
・スポーツの専門的技能や知識を身につけ、生涯にわたってスポーツに親しむ能力を育成する。
・体力の向上と健康の増進
・豊かな人間性の育成

## 3　部活動の在り方

○適切に部活動を実施するために、「部活動検討委員会」を設置する。委員会において、活動内容や活動時間、学校医と保護者の連携、学校と地域の連携などについて、顧問、生徒、保護者等の意見を聞きながら必要に応じて改善策等を提案してもらう機会を設ける。

## 4　部活動

(１)入部について

・運動部 11 部、文化部 4 部を設け、それぞれ顧問教師 1 名以上、生徒に部長、副部長（キャプテン）各 1 名を置く。

【運動部】軟式野球部、ソフトボール部、バレーボール部(男女)、ソフトテニス部(男女)、
卓球部(男女)、バスケットボール部(男女)、サッカー部、新体操部、陸上競技部(男女)、
柔道部(男女)、剣道部(男女)　　※駅伝部

【文化部】吹奏楽部、美術部、家庭科部、演劇部

・希望加入ではあるが、できる限り部活動に入部するようにする。
・1 年生は部活動紹介、部活動見学及び仮入部の体験を通して総合的に判断して入部する。

(２)転部及び退部について

・転部を考えている生徒は、事前に担任または顧問(副顧問)に相談する。
・担任・顧問は、本人・保護者の考えを確認した上で学年の部活動担当に相談する。
・担任・顧問を含め転部または退部の理由が適切なものであるか検討し、今後のことを相談する。
・その結果を元に、担任・顧問は該当生徒と保護者に今後のことを相談する。
(転部する場合については、転部先の部活動顧問を交えて相談する。)
・結果が出たら、部活動担当に報告する。(部活動カードの移動)

## 5　活動について

| 月 | 下校時刻 |
|---|---|
| 4月～9月 | 18:00 |
| 10 月～3月 | 17:15 |

(1)部活動開始時刻は普通授業の場合、16：05に開始できるようにする。
(2)週に平日1日、休日1日、休養日を設ける。ただし、公式戦以外の大会等で、休養日が確保できなかった場合には、週内で調整することを原則とする。また、休日の練習は、顧問がつかなければ、禁止とする。
※平日2時間程度を1コマ、休日は3時間程度を1コマとしてカウントする。平日については月曜日から金曜日の5コマ、休日については土日それぞれの午前・午後の4コマ、1週間で活動できるコマ数を9コマとし、その中で平日4コマ・土日で1コマの計5コマの活動とする。
(3)テスト前部活動中止期間を作る。(当日の中止と採点業務での中止を含む)
・中間テスト　4日間　　・期末テスト　8日間(1学期は7日間)
(4)部活停止期間等に活動の必要性が認められる場合には、保護者会、学校長の承認を得た上で、特別に活動を認める。
(5)朝練習は7：30～8：00間とする。8：20までに教室に入り、8：25には必ず着席していること。開始時間の7：30を厳守し、7：20以前に登校させない。また、朝練習に必ず顧問がつくこと。(1年生は5月中禁止)
(6)10月、11月の部活動時間は完全下校時刻17：15だが、大会前等で延長を希望する場合は管理職・全職員の合意のもと18：00までの延長を認める。
(7)長期休業中の部活動については、土・日曜日は原則として休養日とする。また、長期休業中の練習時間は3時間程度とし、原則として顧問がつくこと。
(8)各部の活動の透明化を図るため、月別予定表をPDFファイル化し、全職員で共有できるようにする。

## 6　確認事項

(1)参加する大会等の精選
中学校体育連盟の主催大会、各種コンクール大会や発表会、市町村主催、関係団体主催など、多くの大会等が開催されているが、生徒の技能の向上だけではなく、心身の健康についても配慮するため、参加する大会などを精選する。
(2)活動費について
・部活動に当たる経費を生徒会費と部活動後援会費から補助する。
・各部において集金する場合は、収支報告をする。
(3)部活動を欠席している生徒の把握
・部長(副部長)は自分の部活の欠席者を把握する。(出席簿をつける)
・欠席しがちな生徒については、部活に参加するよう呼びかけ、家庭との連携を図る。
(4)部活動の休部、廃止について
・本校の「部活の規約」に基づき、部員数の減少に伴う活動の休部、廃止を行う。